

## **[事案 30-183] 新契約無効等請求**

・令和元年7月8日 和解成立

### **<事案の概要>**

契約意思がなかったこと、重要な点について説明を受けていなかったことなどを理由として、契約の無効と慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主な主張>**

平成26年9月・10月に契約した3件の保険契約（生前給付終身保険、終身介護保障保険、個人年金保険）および平成29年1月に契約した3件の保険契約（生前給付定期保険、変額個人年金保険2件）について、いずれも契約する意思がなく、重要な点について説明を受けていなかったため、契約を無効として既払込保険料を返還し、慰謝料を支払ってほしい。

- (1) 生前給付定期保険の契約は、生前給付終身保険の「保障の内容が広がり、数百円保険料があがるだけなので変更した方が良い」との募集人の提案に応じたものであり、保険期間が終身から90歳であることの説明はなかった。保険期間が90歳である契約に加入する意思は全く持っていなかった。
- (2) 生前給付定期保険の契約と併せて、生前給付終身保険を払済保険へ変更した認識はない。契約内容変更請求書は自分で署名したものではない。
- (3) 終身介護保障保険および個人年金保険、変額個人年金保険についても、重要な点について説明を受けておらず、契約内容に納得していないまま、募集人から半ば威圧的な態度で署名捺印を強制された。
- (4) 違法な保険募集等を受けたこと、当初加入していた保険の状態に戻すことさえもできず将来への不安が増すばかりであること、さらには、不誠実な保険会社の対応により受けた精神的苦痛は多大である。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人の意向に沿った保険商品について、パンフレットや設計書等を用いて説明し、重要事項等についても適切に説明を行っており、半ば威圧的な態度で署名を強制したといったことはない。当社において、契約内容変更請求書の署名の筆跡鑑定を行ったところ、同署名は申立人によりなされた可能性が高いと評価されている。
- (2) 担当部署において、不適切な対応を行ったということはない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が、重要な点について説明を受けず、自らの意思に基づかずに各契約手続きをしたとは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人と同じような家族構成、年齢、職業、収入、資産状況等である顧客における保険契

約の加入状況と、本事案における申立人の保険契約の加入状況とを比較した場合、申立人の保険の加入状況はやや過剰である。保険会社としては契約者の状況などを慎重に確認することが望ましかった。